



平成26年1月21日

株式会社きむらに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社きむら（以下「きむら」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

きむらが供給するとうなぎ及びうなぎ蒲焼に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第3号（おとり広告）に該当）が認められました。

1 きむらの概要

所在地 高松市太田上町1090番地1
代表者 代表取締役 木村 宏雄
設立年月 昭和38年1月
資本金 5000万円（平成26年1月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

愛知県西尾市一色町産のうなぎ及び同うなぎを用いたうなぎ蒲焼

(2) 対象表示

ア 表示内容（別紙1～別紙3参照）

(ア) 新聞折り込みチラシ

例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」、「愛知県三河一色産 生うなぎ（養殖）大1本 1,780円」等と記載するなど、別表1のとおり記載することにより、あたかも、対象商品を販売するかのように表示していた。

(イ) 自社ウェブサイト

例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載するなど、別表2のとおり記載することにより、あたかも、対象商品を販売するかのように表示していた。

(ウ) テレビコマーシャル

平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色

産) 7月22日(月)土用の丑の日」等の映像を別表3のとおり放送することにより、あたかも、対象商品を販売するかのように表示していた。

イ 実際

きむらは、対象商品を仕入れておらず、対象商品の全部について取引に応じることができないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、取引を行うための準備がなされていない場合の対象商品についての表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所取引課

電話(代表) 087-834-1441

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

別表 1 (新聞折り込みチラシ)

配布日	配布地域	記載内容	
平成25年7月20日	香川県内 (綾歌郡・坂出市・丸亀市・仲多度郡・三豊市)	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」	別紙1
平成25年7月21日	香川県内 (高松市・さぬき市・東かがわ市・木田郡・綾歌郡・坂出市・丸亀市・善通寺市・仲多度郡・観音寺市・三豊市) 岡山県内 (岡山市・倉敷市・玉野市)	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)特大1本 1,980円」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)大1本 1,780円」	別紙2

別表 2 (自社ウェブサイト)

表示期間	記載内容	
平成25年7月20日から 同月22日までの期間	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」	別紙1
平成25年7月21日及び 同月22日	・「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)特大1本 1,980円」 ・「愛知県三河一色産 生うなぎ(養殖)大1本 1,780円」	別紙2
平成25年7月19日から 同年8月31日までの期間	・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産)7月22日(月)土用の丑の日」 ・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産)店頭で炭火焼き!(1本)1,980円より」	別紙3

別表 3 (テレビコマーシャル)

表示期間	放送地域	放送内容	
平成25年7月19日から 同月22日までの期間	香川県内及び岡山県内	・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産)7月22日(月)土用の丑の日」 ・「うなぎ蒲焼(愛知三河一色産)店頭で炭火焼き!(1本)1,980円より」	別紙3

7/22
月限り

土曜の香
うなぎ

うなぎ 店頭
蒲焼 実演販売

炭火でじっくり
焼きあげます!

愛知県産
生うなぎ(養殖)
1本

1,980円

「土曜の香」とは
土曜の入りになって最終に
来るお祭りのこと。夏バテ
防止にうなぎを食べると良
いとされています。

大 1,780円 特大 1,980円

愛知県産、養殖
うなぎ蒲焼
1本

7月22日(月)は 写真展はすべてイメージです。

土の味
とらふり

鰻

うなぎ蒲焼店頭実演販売
炭火でじっくり
焼き上げます!!

「土の味」とは
土用の入りになって結構に
来る夏の日のこと。夏バテ
防止にうなぎを食べると良
いとされています。

愛知県三河一色産
うなぎ蒲焼
1本 **1,980円**より

愛知県三河一色産
生うなぎ(養殖)
特大1本 **1,980円**

特製のタレで
ふっくらと焼き上げました

うなぎ 980円
国産うなぎ 1,980円

うなぎ丼 480円

うなぎと
うどんセット 580円
うなぎ 680円
蒲焼焼酎 398円

うなぎ 398円

国産うなぎにぎり
お刺身 698円
海鮮大巻寿司
6本 458円

愛知県三河一色産
生うなぎ(養殖)
大1本
1,780円

【映像 1】



【映像 2】



不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ おとり広告に関する表示

（平成五年公正取引委員会告示第十七号）

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示
- 二～四 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

